議案第207号

淀川左岸線(2期)国道2号交差部トンネル整備工事請負契約の一部変 更について

淀川左岸線(2期)国道2号交差部トンネル整備工事請負契約(令和2年9月29日 議決)の一部を次のとおり変更する。

1 契約金額

変更後の契約金額	令和2年9月29日議決における 契約金額
1, 493, 133, 400円	1,022,670,000円

2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	令和2年9月29日議決における しゅん工期限
令和5年3月31日	令和3年10月29日

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井 一郎

説明

淀川左岸線(2期)国道2号交差部トンネル整備工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

淀川左岸線(2期)国道2号交差部トンネル整備工事請負契約締結に ついて

淀川左岸線(2期)国道2号交差部トンネル整備工事請負契約を次の要項により締結する。

1 工事概要 トンネル整備工事

一式

延長

360メートル

2 契約の相手方 大阪市中央区北久宝寺町3丁目6番1号

鴻池·久本特定建設工事共同企業体

構成員 株式会社 鴻池組

株式会社 久本組

3 契約金額 1,022,670,000円

4 しゅん工期限 令和3年10月29日

5 工事場所 大阪市福島区海老江6丁目及び海老江8丁目

議会の議決に付すべき契約に関する条例(抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、市議会の議 決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の 請負とする。ただし、既決契約の一部変更(契約金額の2割を超える増減がある場合 を除く。)については、この限りでない。